

報 道 資 料

令和7年3月19日
所属：疾病対策課 精神保健係
担当：小池 岩井田
連絡先：0742-27-8683(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

自立支援医療（精神通院医療）支給認定に係る所得区分判定誤りについて

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定において、市町村が行う受給者の所得区分判定に誤りがあったため、一部の受給者に対して誤った自己負担上限額が記載された受給者証が奈良県精神保健福祉センターより交付され、誤った額の自立支援医療費（国 1/2、県 1/2）が支給されていたことが判明しました。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めて参ります。

1 経緯

当該案件につきましては、令和6年10月に所得区分判定の誤りがあった市町村からの連絡により判明しました。

2 概要

(1) 該当市町村 大和郡山市

(2) 対象者数・返還金額

○対象者数

誤った所得区分の適用者 17名

うち所得上限額を超えており自立支援医療受給資格がなかったもの 1名

○返還金額

32,892円

※返還金が発生しているのは2名。(A:4,532円、B:28,360円)

※金額は精査中であり確定していない。診療実績は2ヶ月後に県に届くため、令和7年2月請求分までで計算。

3 原因

大和郡山市が業務委託している障害福祉システムにおけるR5年度住民税当初課税データの取り込み誤りがあり、誤った課税額がシステムに取り込まれ、課税額を参照して判定している所得区分についても誤りが生じてしまった。具体的には、自立支援医療（精神通院医療）の所得判定においては対象者及び被扶養者の市民税所得割額に寄付金控除と住宅借入金等特別税額控除の額を足し合わせた額を判定に用いないといけなかったところ、寄付金控除と住宅借入金等特別税額控除を足し合わせない元々の市民税所得割額で判定してしまった。

4 既に行った対応、及び今後の対応

自立支援医療受給者証の差し換えを行い、また受給者資格がなかった方については受給者証の返還をしていただきました。

過大給付となった方に対し、返還を請求してまいります。また、この過大給付分につきましては、国庫返還をおこなってまいります。

5 再発防止策

当該案件につきましては、同様の誤りがないよう、再発防止の注意喚起を行いました。今後とも、市町村に対し、制度等の適正な解釈や運用などの情報提供を行ってまいります。